相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区油小路通御池上る押油小路町二四五番地、最後の住所京都市伏見区東大手町七八五番地　大林マンション一〇七号室　被相続人　亡　寺本　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小原　路絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区下立売通浄福寺西入田中町四七五番地、最後の住所京都市北区紫野上築山町三七番地　被相続人　亡　林田　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

京都府京田辺市田辺杳脱四一　ＩＲＯＲＩＥ一階　山城みそら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　細川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区苅田四丁目二八番地、最後の住所大阪市住吉区苅田四丁目一一番一二号ロイヤル立山四〇二号　被相続人　亡　立見　公志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三　相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市高殿町二七三番地、最後の住所大阪府和泉市富秋町三丁目一一番二〇―二〇二号　被相続人　亡　森田　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号　相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市北坂ノ上丁一五番地、最後の住所和歌山県和歌山市手平六丁目二番一八号　被相続人　亡　髙関　晶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地本山ビル三階　和歌山合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸村　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市小山町五六四番地、最後の住所島根県出雲市小山町五六四番地　被相続人　亡　宇津森麗貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

島根県出雲市今市町三六番地九　相続財産管理人　成瀬　達郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市橋本町一丁目一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　冨田アヤコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

山口県周南市みなみ銀座一丁目一五番地和光ビル三階　椎木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　椎木　謙太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前八〇番地九、最後の住所徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田九八番地二〇生活支援ハウス藍三一二号　被相続人　亡　橋本久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

徳島県徳島市新蔵町一丁目八二番地ダイアパレス新蔵二〇七森法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区高田二丁目四番、最後の住所北九州市門司区高田二丁目四番一二号　被相続人　亡　廣田　穂積

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

事務所北九州市小倉北区米町一丁目二番二二号小倉ＮＳビル七階　岡部・江上法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡部　友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字高丘三番地三、最後の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字高丘五番地一　被相続人　亡　森田テルミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江四番地三　相続財産管理人　木村昭一郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年八月八日

一、墳墓等所在地　沖縄県石垣市字大川八三九番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県石垣市字大川一八番地三　大宜見　統

債権申出の公告（第二回）

当行の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日確定給付企業年金法第八十六条第五号に該当し、終了しました。当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル　ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店確定給付企業年金　清算人　澤野　正明

連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所

第１期決算公告

平成28年6月20日　東京都中央区日本橋本石町三丁目３番14号

イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社

代表取締役社長　田中　稔道

貸借対照表の要旨　（平成28年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	288,070	流動負債	8,663
固定資産		（賞与引当金）	(400)
繰延資産	6,924	固定負債	604
	1,145	**負債合計**	**9,268**
		株主資本	286,871
		資本金	167,000
		資本剰余金	167,000
		資本準備金	167,000
		利益剰余金	△47,128
		その他利益剰余金	△47,128
		（うち当期純損失）	(47,128)
		純資産合計	**286,871**
資産合計	**296,139**	**負債・純資産合計**	**296,139**